

【参考】家庭用再生可能エネルギー設備設置補助金 よくあるお問い合わせ

申請書の記入にあたり、お問い合わせの多い内容を下記のとおりとりまとめましたので、申請の際はご確認ください。

Q1. 「設置完了日」はどの日付を記入すればよいか。

A1. 電力受給契約書の「電力受給契約日」と保証書の「保証日」を比較し、より補助申請日に近い日付を記入してください。

(例1) 電力受給契約日が4月1日、保証日が4月2日で、申請書を4月10日に提出する場合
→設置完了日は4月2日

(例2) 電力受給契約日が4月1日、保証日が前年度の3月31日で、申請書を4月10日に提出する場合
→設置完了日は4月1日

Q2. 太陽光パネルと蓄電池の「公称最大出力の合計値」はどのように記入すればよいか。

A2. 各メーカーのパンフレットもしくは設計図等に掲載されているとおりに記入してください。

ただし、交付申請額を計算する際は、小数点以下を切捨てとします。

(※交付申請額についてはQ3参照)

Q3. 交付申請額はどのように計算すればよいか。

A3. 太陽光は1万円/kw×公称最大出力、蓄電池は1.5万円/kwh×公称最大出力+定額1万円で計算してください。

ただし、太陽光は最大4万円、蓄電池は最大9万円+1万円の補助となります。

また、公称最大出力は小数点以下を切捨てとして計算してください。

(例1) 太陽光 3.5kw、蓄電池 4.8kwhの場合

→太陽光 1万円/kw×3kw=3万円

蓄電池 1.5万円/kwh×4kwh=6万円

6万円+1万円=7万円

交付申請額：10万円

(例2) 太陽光 8.82kw、蓄電池 8.0kwhの場合

→太陽光 1万円/kw×8kw=8万円>4万円

蓄電池 1.5万円/kwh×8kwh=12万円>9万円

9万円+1万円=10万円

交付申請額：14万円

Q4. 電力受給契約書の発行に時間がかかり、他の書類と併せて提出できない場合はどうすればよいか。

A4. 原則、全ての書類がそろってからの受付となりますが、一度、生活環境課（0773-66-1064）までご相談ください。（※ただし、他の書類が全てそろっている場合に限りです。）

※なお、例年「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」を「電力受給契約書」として提出される場合がありますが、異なる書類となっており、受付できかねますので、必ず「電力受給契約書」をご提出ください。

Q5. 申請書の内容を修正したい場合、どのように修正すればよいか。

A5. 交付申請額以外の部分は、修正箇所に二重線を引いていただき、その上から修正印をお願いします。なお、印鑑は申請書に署名いただいた方のものご使用ください。

交付申請の金額修正は修正印では対応できかねますので、再度交付申請書の作成をお願いします。